期中の評価個表

事 業 名	水源林造成事業	事業計画期間	S36~H88(最長110年間)
事業実施地区名	相模川広域流域 50年以上経過分	事業実施主体	国立研究開発法人 森林研究・整備機構

事業の概要・目的

(1)位置等

本対象区域が存在する相模川広域流域は、神奈川県一円及び山梨県東部を包括している。年平均気温は約10℃~16℃、年間降水量は約1,100mm~2,100m mであるが、丹沢山地で約2,500mm、箱根山地で約3,600mmとなっている。

目的

本事業は、下流に人口の集中した都市が形成されている本流域内の、森林 所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において、 水源涵養機能等を高度に発揮させるため、国立研究開発法人森林研究・整備 機構と地域の関係者が分収造林契約の当事者となって森林の造成を行うこと を目的としている。

特に本流域については、

- 相模川、多摩川流域の源流部があり、東京都や神奈川県の水源として重 要となっていること
- 近年、野生鳥獣による森林被害が深刻化しており、中でもニホンジカによる食害は標高の高い地域にまで拡大するなど、被害区域面積、被害額と もに増加傾向にあることから、公益的機能の高度発揮のため、施業と一体 的に行う鳥獣害防止対策を推進することが重要となっているこ

を踏まえ、山梨県等の森林・林業施策と整合を図りつつ、多様な森林整備を 計画的に行い、流域内のダム、簡易水道等の水源地として、水源涵養や土砂流出防備等の機能の高度発揮、雇用や間伐材生産等を通じた地域振興への貢献に一定の役割を果たしていく必要がある。

③ 事業の概要等

水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等 において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が、造林地所有者及び造林 者と分収造林契約を締結し、新植・下刈・除伐・間伐等森林整備のための費 用負担及び、健全な森林の育成に向けた造林者への事業実行に関する技術指 導を行い、水源林を造成するものである。本流域では、寒害等により造林木が減少し広葉樹が侵入した林分においては、広葉樹の育成を図りながら針広混交林等への誘導を積極的に実施することにより、事業コスト縮減等に努め ている。

・主な事業内容:新植・下刈・除伐・間伐等

契約件数 57件、事業対象区域面積 2,447ha (スギ451ha、ヒノキ995ha、アカマツ・クロマツ831ha、 カラマツ169ha、その他 1 ha)

・総事業費: 17,118,441 千円 (税抜き 15,850,409 千円)

① 費用便益分析の 算定基礎となった 要因の変化等

本事業の費用便益分析における主な効果は、水源涵養便益であり 植栽や保育により森林を造成し、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する 効果である。また、山地保全便益については、森林を造成し土砂流出や山腹 崩壊等の防止に寄与する効果である。

現時点における50年経過分の対象区域の費用便益分析の結果は以下のとお りである。

なお、前回評価時の費用便益分析結果との差については、標準賃金の上昇 や土砂崩壊防止便益等の算定因子の変更によるものである。

総便益(B)

10,988,436 千円 千円 9,079,923

総費用(C) 分析結果(B/C) 1.21

(平成25年度の評価時点: 1.53)

② 森林・林業情勢 農山漁村の状況そ の他の社会経済情 勢の変化

本流域が属する山梨県、神奈川県における民有林の森林・林業情勢、農山 漁村の状況その他の社会経済情勢の変化は以下のとおりとなっている。

	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
	(1970)	(1980)	(1990)	(2000)	(2010)
1) 未立木地面積 (ha)	3,583	21,146	21,731	24,984	※平成24年 23,056
2) 不在村者所有 森林面積(ha)	20,220	37,182	47,168	51,911	※平成17年 51,908
3) 林業就業者 (人)	3,031	1,988	1,580	1,329	1,444
4) 木材生産額 (百万円)	※昭和46年 12,129	5,944	3,450	1,890	1,740

出典:総務省「国勢調査」、農林水産省「世界農林業センサス」「生産林業所得統計報告書」、 林野庁「森林資源の現況」

民有林の未立木地面積は、昭和45年から昭和55年にかけて大幅に増加し、

	それ以降も増加傾向にあり、平成24年には23,056haとなっており、引き続き森林造成が必要である。また、これらの県における私有林の不在村者所有森林面積は、昭和45年から平成17年にかけて増加傾向にあり、林業就業者は、昭和45年から平成22年にかけて減少し、平成22年の65歳以上の割合は18%と高齢化も進行している。さらに、木材生産額は、昭和46年から平成22年にかけて減少している。これらのことから、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。こうした中、本事業については、水源涵養機能等の向上を図りながら、その実施を通じ、地域の雇用にも貢献してきたところであり、主伐期を迎える中、長伐期化や育成複層林化による多様な森林整備の一層の推進を図るとともに、搬出間伐等を推進し地域の木材供給にも貢献できるよう取り組むこと
③ 事業の進捗状況	としている。 50年経過分の対象区域の樹種別面積割合は、スギが約14%、ヒノキが約46%、アカマツが約28%、カラマツが約2%、一部寒害等によりホオノキ等が成長して広葉樹林化した区域は約10%となっている。 また、植栽木の成長に支障のない後生の広葉樹は保残するなど、針広混交林等への誘導を積極的に行っている。 植栽木の生育状況(注1)は、以下のとおりで、3~5等地に相当する生育となっており、概ね順調な生育状況である。 樹高 胸高直径 1ha当たり成立本数 1ha当たり材積スギ (48年生) 20m 24cm 1,000本 402㎡ ヒノキ (47年生) 16m 19cm 1,300本 290㎡ アカマツ (49年生) 16m 19cm 1,200本 214㎡
④ 関連事業の整備 状況	カラマツ(50年生) 15m 20cm 700本 134m³ (注1) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもの。 一例として本流域が属する山梨県では、以下のとおり森林整備を進めることとしている。 【やまなし森林・林業振興ビジョン~森林資源の有効活用による成長産業化の実現を目指して~(平成27年12月)】 「森林資源の循環利用を担う木材産業の活性化と持続可能な林業経営の実現」、「木質バイオマスの有効利用による再生可能エネルギーの利用促進」、「豊かな森林を活用した多様な交流・機会の創出と新たな事業の展開」
	こうした中で本事業では、山梨県等の森林・林業施策との整合を図りつつ、 多面的機能の持続的な発揮に向けた多様な森林整備、路網整備や間伐を通じ、 流域内のダム、簡易水道等の水源地として、水源涵養機能等の公益的機能の 高度発揮に一定の役割を果たしている。
⑤ 地元(受益者、地 方公共団体等)の 意向	本対象区域では順調に成林しており、所在市町村及び契約相手方(造林地所有者、造林者)は水源涵養機能等の高度発揮への期待が大きく、適正な密度管理、木材の有効利用等を図る搬出間伐等、引き続き適期の保育作業等の実施を要望している。また、クマ剥ぎ被害があることから、引き続き今後の被害状況を踏まえたクマ剥ぎ対策の実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等 の可能性	費用便益分析の結果から効率性は確保されているが、さらに、寒害等により造林木が減少し広葉樹が侵入した林分においては、植栽木の成長に支障のない広葉樹は保残するなど、針広混交林等への誘導を積極的に行いコスト縮減に努めることとしている。 また、間伐の実施に当たっては、契約相手方(造林地所有者、造林者)の理解を得た上で列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐を行うなど工夫することによりコスト縮減に努めることとしている。
⑦ 代替案の実現可能性	森林所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において、公益的機能を高度に発揮させるためには、分収造林契約により森林整備を行う本事業の実施が必要であり、代替案はない。
水源林造成事業等評 価技術検討会の意見	費用便益分析、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、事業コスト縮減の 取組等を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮しているな ど事業実施の効果等が認められることから、事業を継続することが適当と考 える。
評価結果及び事業の 実施方針	 ・必要性: 本事業は、奥地水源地域において、水源涵養機能等の高度発揮の観点から、森林所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等で実施するものである。 本対象区域では、下流に人口の集中した都市が形成されている本流域の奥地条件不利地域等において、健全な森林の育成に向けた取組が計画的に行われていることから、引き続き本事業により実施する必要性が認められる。 ・効率性: 費用便益分析結果については1を上回り効率性が確保されているほか、今後寒害等によって広葉樹林化した林分が生じた場合は、

天然広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更することとしており、また、間伐の実施に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで間伐木の選木及び間伐手法を工夫することによりコスト縮減に努めているなど、事業の効率性が認められる。

・有効性: 植栽木は概ね順調な生育を示しており、水源涵養機能等を着実に発揮している上、地域雇用への貢献や木材供給といった効果もあり、事業の有効性が認められる。
事業の実施方針: 継続が妥当。

便益集計表

事業名:水源林造成事業

施行箇所: 相模川広域流域 50年経過契約地 (単位:千円)

心口固川・旧大川四久が	7					(十1年)	1 1 1/
大 区 分	中区分	評価額		備	考		
水源涵養便益	洪水防止便益	3,494,054					
	流域貯水便益	1,053,988					
	水質浄化便益	2,684,143					
山地保全便益	土砂流出防止便益	2,810,406					
	土砂崩壊防止便益	194,137					
環境保全便益	炭素固定便益	670,582					
木材生産等便益	木材生産確保·増進便益	81,126					
総 便 益 (B)		10,988,436					
総費用(C)		9,079,923					
費用便益比	B÷C=	10,988,436	= 1.21				
其用改無 比	B-C-	9,079,923	— 1.Z1				

【感度分析】 (単位:千円)

【愍度分析】				(<u> 単位:十円)</u>
感度分析	要				
感度分析すべき便益		感度分析対象	象便益の	下振れ(-	-10%)
炭素固定便益	二酸化炭素に関する原単位				663,917
評価時点以前		603,936 ×	1.0		603,936
評価の翌年度以	人降	66,646 ×	0.9		59,981
山地災害防止便益	年平均想定被害額				0
評価時点以前		×	1.0		
評価の翌年度以	人降	×	0.9		
なだれ災害防止便益	年平均想定被害額	0			0
評価時点以前		×	1.0		
評価の翌年度以	人降	×	0.9		
潮害軽減便益	年平均想定被害額	0			0
評価時点以前		×	1.0		
評価の翌年度以	人降	×	0.9		
海岸侵食防止便益	年平均想定被害額	0			0
評価時点以前		×	1.0		
評価の翌年度以	人降	×	0.9		
木材生産確保・増進便:	益 t年後における伐採材積、木材市場価格	81,126			65,712
評価時点以前		0 ×	1.0	=	0
評価の翌年度以	人降	81,126 ×	0.9 ×	0.9 =	65,712
	感度分析の対象外便益の	Ħ			10,236,728
総便益(B)の下振れ 10,96					
総費用(C)の上振れ 9,088,2					
	8,996,396 ×	1.0	=	8,996,396	
	83,527 ×	1.1	=	91,880	
	<u>評価の翌年度以降</u> 10,966,357				
感度分析結果	B÷C= — =	1.21			
	9,088,276				
44 4.	(感度分析結果が1を下回る場合、その理由や対策等を記載)				
備考					

(感度分析の必要がある場合は、感度分析欄を記載)

※下振れする可能性がある前提条件((二酸化炭素に関する原単位、年平均想定被害額、伐採材積、市場価格)を算定因子に含む便益 (炭素固定便益、山地災害防止便益、なだれ災害防止便益、潮害軽減便益、海岸侵食防止便益、木材生産確保・増進便益)があり、以下 の場合については、便益の額が-10%変動し、かつ、費用が+10%変動した場合の影響等について感度分析を行う。

- 1. 感度分析すべき前提条件(因子)が1つの場合:感度分析前の費用便益比 1. 23未満
- 2. 感度分析すべき前提条件(因子)が2つの場合: 感度分析前の費用便益比 1.36未満

平成30年度水源林造成事業評価(期中の評価)対象広域流域

